

一般競争入札の実施

自動証明写真機設置事業者に係る一般競争入札（貸付料率）を実施するので、公告します。

令和6年1月4日

佐野市長 金子 裕

1 概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 件名 | 佐野市役所庁舎自動証明写真機設置 |
| (2) 内容 | 佐野市役所庁舎に自動証明写真機を設置運用する事業者を貸付料率の一般競争入札により選定するものである。
※ 詳細は、「入札説明書」を参照。 |
| (3) 設置場所 | 佐野市役所庁舎（佐野市高砂町1番地）1階 |
| (4) 設置期間 | 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで |

2 入札参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 公告日から開札の日において、佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）第2条第1項に規定する指名停止の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。
ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 自動証明写真機の設置業務について、過去3年以内の実績を有し、金銭管理など、自動証明写真機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (7) 法令等の規定により、販売について許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けること。
- (8) 国税、都道府県税及び市税を完納していること。

3 選定方法

事業者の選定に当たっては、貸付料率が最も高い率をもって入札した者を落札者として選定する。(最低提案貸付料率は20.0%とする。)

4 参加手続き及びスケジュール

項 目	スケジュール
入札説明書の配布（市ホームページ掲載）	令和6年1月4日（木）から 佐野市ホームページからダウンロード 又は財産活用課窓口で配布
質問書の受付（質疑受付）	令和6年1月4日（木）から 令和6年1月15日（月）まで 持参、FAX又は電子メール
質問回答書の公表（質疑回答）	令和6年1月16日（火）午後5時まで に佐野市ホームページに掲載
入札参加資格確認申請書の提出	令和6年1月23日（火）までに財産活用課へ持参
入札参加資格確認申請書の送付	令和6年1月24日（水）にFAXにより通知し、本書については同日郵送する。
入札・開札	令和6年2月2日（金） 佐野市役所3階 会議室302 午後2時 ※受付は午後1時30分より行う
入札保証金	免除
契約書の作成	要する。

5 入札の無効

佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第85条の規定に該当する入札は、無効とする。

6 その他

詳細は入札説明書（佐野市役所庁舎自動証明写真機設置者募集要項）による。

7 入札参加申込書等の提出場所及び問合せ先

佐野市 総合政策部 財産活用課 施設管理係
郵便番号 327-8501

住 所 栃木県佐野市高砂町1 (庁舎4階)
電 話 0283-20-3050 (直通)
FAX 0283-21-5120 (代表)